



伊那市農業振興センターだより

運営委員長 原 一馬

水田活用の直接支払交付金（水活）における 5年水張りルールの変更について

令和7年4月1日付で「経営所得安定対策等実施要綱」が改正され、令和7年度、8年度に「連作障害回避の取組」を実施した場合、令和9年度以降、「水田活用直接支払交付金（水活）」の交付対象水田として整理する内容が追加されました。

**つまり、水張りはしなくてもよいことになりました。
その代わりに「連作障害回避の取組」を行ってください。**

詳しい内容は別添チラシ「農家の皆さんへ」をご確認ください。

※国は水田、畑に関わらず生産性向上への支援へ見直す方針を示しており、令和9年度以降、水活が継続されない場合もあります。

よくあるご質問

Q 令和4年度から一度も水稲作付け、水張りをしていませんが、何か対応が必要でしょうか？何をすればいいかわかりません。

A 引き続き「水活」の交付対象水田とする場合は、令和8年度までに「連作障害回避の取組」をお勧めします。

Q 「連作障害を回避の取組」は具体的に何をすればいいですか？

A これまで行ってきた堆肥や薬剤の散布等を別添チラシの「連作障害を回避する取組とは」の項目に照らして、幅広く判断していくことを考えていますが、作物や農地の状況により異なると思いますので、農政課にご相談ください。

Q そばの圃場には肥料も農薬も使っていないのですが、どうしたらいいですか？

A 収穫後の作物残渣（茎や根株）を圃場にすきこめば、「有機物の施用」となり、連作障害回避の取組とみなすことができます。

Q 過去（令和5年度から令和6年度）に水張りをしましたが、令和7年度、8年度に「連作障害回避の取組」は必要ですか？

A 水活の要件は満たしているので、交付金のために行う必要はありません。

Q 過去（令和7年度より前）に「連作障害回避の取組」を行っていますが、令和7年度、8年度に「連作障害回避の取組」は必要ですか？

A 必要です。水活の要件となった「連作障害回避の取組」は令和7年度、8年度の取組が対象です。

Q 取組の確認方法は？現地確認がありますか？

A 現地確認は行いません。取組を講じたことが分かる書類（作業日誌や栽培管理記録管理簿、資材等の購入伝票等）を保管しておいてください。

Q 畑地化促進事業に取り組んだ農地はどうなりますか？

A 令和7年度中に国が制度を見直すことになっており、現在は結論が出ていません。

Q 「5年水張りルール」は「多面的機能支払交付金」や「中山間地域等直接支払交付金」に影響がありますか？

A 「5年水張りルール」や「連作障害回避の取組」は「水田活用直接支払交付金」についての要件なので、他の交付金事業には直接の影響はありません。

ただし、国としては令和9年以降の水活の制度見直しに合わせて、他の事業（多面的・中山間等）も整合が取れるような内容を検討しているとの事です。国から新たな情報が入りましたら、皆様にお知らせします。



【この件に関する問い合わせ先】
伊那市役所農政課 農業振興係
電話 0265-78-4111
(内線 2414、2415)

【強風に備えた農業用施設等の管理について】

長野県内で、強風により飛ばされたと考えられる小屋のようなものと、列車が衝突する事故が発生しました。改めて、農業用施設等の点検をお願いします。

- ・果樹や野菜・花卉類の支柱、施設・温室の外周りなどを点検・補強する。特に、傷んでいる箇所や力が大きくかかる箇所に注意する。
- ・ハウスや畜舎及び農業用倉庫等の破損部の修理、支柱・筋交い等を補強する。特にパイプハウスは強風による被害を受けやすいので、ハウスやフィルムが飛ばされないよう、ラセン杭の設置やフィルム押さえバンド、フィルム留め具等を点検する。

※強風対策を実施する場合は、熱中症に留意し、複数人で行いましょう。

発行：伊那市農業振興センター事務局（伊那市役所農政課内）電話 78-4111 内線 2422



農家の皆さんへ



水田活用の直接支払交付金（水活）5年水張りルールの変更

令和9年度から水田政策を見直します

<見直しの方向>

水田を対象として支援する水活を、作物ごとの生産性向上等への支援に転換

- ・令和9年度以降「5年水張りの要件」は求めません
- ・令和7、8年度は、水稻の作付可能な田について、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくても交付対象とします

◆現行の「水張りルール」を変更とは

現行ルール		変更後ルール
令和4年～8年度の間に行うこと		
水稻の作付	又は	水稻の作付
1か月以上の水張り かつ 連作障害により収量低下の発生が確認されないこと		1か月以上の水張り 又は 連作障害を回避する取組

- 注) 1 令和4～6年度に水稻の作付又は1か月以上の水張りに取り組んだ場合は、令和7年度又は令和8年度において水張り又は連作障害回避の取組は必須ではありません
- 2 1か月以上の水張りを実施した場合、連作障害による収量低下が発生していないことの確認は求めないこととしています

◆連作障害を回避する取組とは

- 土壌改良資材、有機物（たい肥、もみ殻を含む）の施用
- 土壌に係る薬剤の散布
- 後作緑肥の作付け
- 病害虫抵抗性品種の作付け
- その他 地域農業再生協議会等が連作障害を回避する取組であると判断する取組



農家の皆さんへお知らせです

水田活用の直接支払交付金 5年水張りルールの変更

◆具体的にはどのような取組？（参考事例）

1 最適な土づくり



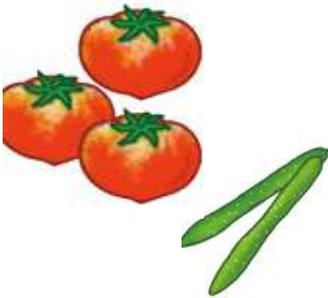
- ・適正な pH バランスにするために苦土石灰を施用
- ・排水性を確保するため有機物を施用など

2 土壌への薬剤散布



- ・センチュウ対策として作付前に薬剤を使用して土壌燻蒸を行うなど

3 異なる作物を育てる（輪作）



- ・異なる栄養素を必要とする作物や異なる病害虫の作物を定期的に組み合わせて栽培するなど

4 地域再生協議会等の判断



- ・地域再生協議会等と連作障害回避の取組として判断できるか相談する

5 後作緑肥の作付け

6 病害虫抵抗性品種の作付け

◆連作障害回避の取組の確認方法

< 農業者の皆さんへのお願い >

「連作障害を回避する取組」行ったことの根拠資料として、

- ・取組を講じたことが分かる書類（作業日誌、栽培管理記録簿等）**や**
- ・当該作業に用いた資材の入手状況が分かる資料（購入伝票等）を保管し、地域農業再生協議会の求めに応じて提出できるようにしておいてください

関東農政局 生産部 生産振興課

☎ 048-740-0408

長野県拠点 経営所得安定対策チーム

☎ 026-234-5575

伊那市農業再生協議会 事務局

☎ 0265-78-4111

（内線 2415）